

Ⅲ PRTRデータ






| | |
|---------------------------------|----|
| 1. PRTRデータの概要 | 18 |
| (1)PRTRデータの構成 | 18 |
| (2)基本となる集計表 | 19 |
| (3)PRTRデータでこんなことがわかる | 21 |
| (4)PRTRデータの取扱い上の留意点 | 21 |
| 2. ホームページ上でPRTRデータを見る | 23 |
| 環境省「PRTR集計・公表システム」 | 23 |
| 3. 個別事業所のPRTRデータを入手する | 27 |
| (1)個別事業所のPRTRデータ | 27 |
| (2)個別事業所のデータと「PRTRけんさくん」の利用について | 27 |
| (3)開示請求 | 29 |
| (4)開示請求の窓口 | 30 |
| (5)請求の方法 | 31 |
| (6)開示請求の手数料 | 31 |



1 PRTRデータの概要





(1) PRTRデータの構成

PRTRデータは、排出源別に次の5種類のデータで構成されています。

- 
届出 対象となる業種に含まれ、従業員、取扱量が一定規模以上の事業所からの排出量
- 
届出対象外 対象となる業種に含まれるが、従業員、取扱量が一定規模未満のため、届け出ていない事業所からの排出量
- 
非対象業種 届出の対象となる業種に該当しない事業所からの排出量
- 
家庭 家庭からの排出量
- 
自動車など 自動車など移動体からの排出量

このうち  は届出データ、    は国による推計データです。推計の対象となる製品などについては図外に示してあります。  部分以外が国で推計した部分です。

●集計の対象となる排出量の構成

| 対象業種 | 非対象業種 | 家庭 |
|--|---|--|
|  届出対象 従業員21人以上 年間取扱量1トン以上 |  届出対象外 年間取扱量 1トン未満 |  家庭 |
| | 倉庫業 | 農業、林業、ゴルフ場等 |
| | | 農薬 |
| | | 殺虫剤 |
| | | 接着剤 |
| | | 塗料 |
| | | 洗浄剤 |
| | | 防虫剤・消臭剤 |
| | | たばこの煙 |
| | | 化粧品 |
| | 下水処理施設 低含有率物質 | |
| | 建物業等 | |
| | 飲食業等 | |
| | 漁業等 漁網防汚剤 | |
| | 医療業等 [※] 医薬品 | |
| | 汎用エンジン | |
| | 水道のトリハロメタン | |
| | オゾン層破壊物質／ダイオキシン類 | |
|  移動体 | 自動車、二輪車、特殊自動車(建設機械、農業機械、産業機械)、船舶(貨物船・旅客船等、漁船)、鉄道車両、航空機 | |

注)あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。

※医療業…平成20年11月の化管法施行令の改正により対象業種として追加。平成22年度から排出量・移動量を把握、平成23年度から届出開始。

(2) 基本となる集計表

PRTRデータは、事業者からの届出と国の推計に基づいた化学物質の排出量・移動量を表にして公表されます。結果を分かりやすく示すために、表やグラフなどに加工してありますが、基本となるのは「化学物質の名称」とその「排出量」、「排出先」についての単純な数値データです。なお、事業者の届出データには大気、公共用水域など排出先も記入されていますが、国の推計データには、現時点では大気や水域などへの割り振りが困難なことから、排出先の区分はありません。

平成20年度の届出データを例に見てみましょう。下表は、対象化学物質別に、いくつかの事業所から届出があったか、それぞれ大気、公共用水域（河川や海など）、事業所敷地内の土壌のどこにどれだけ排出されたか、事業所敷地内にどれだけ埋立処分されたか、廃棄物として事業所の外へ運び出された量はどれくらいか、といった基本的な情報を集計したものです。

このような数値データをもとにして、全国的に排出量の多い物質は何か、業種別や地域別にどのような特徴があるか、といったさまざまな視点で整理、集計することができます。

届出

この物質について何件の届出があったか

廃棄物として、また下水道に年間何kg移動されたか

| 届出物質 | 報告事業所数(全体) * | 排出先別(排出) | | | | | 埋立 | 排出先別(移動) | | | | 排出先不明 |
|---------------|-----------------|----------|-------|----|----|----|----|----------|-----|----|------|-------|
| | | 大気 | 公共用水域 | 土壌 | 埋立 | 合計 | | 廃棄物 | 下水道 | 合計 | 移動合計 | |
| 0001 塩化水素 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0002 酢酸 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0003 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0004 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0005 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0006 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0007 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0008 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0009 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0010 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0011 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0012 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0013 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0014 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0015 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0016 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0017 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0018 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0019 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0020 アクリロニトリル | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

大気・水域・土壌・埋立に年間何kg排出されたか

* 報告事業所数の「全体」は、当該化学物質を取り扱っている、と報告があった件数であり、この中には排出量・移動量が0という事業者も含まれます。しかし、報告事業所数の「排出」及び「移動」には、排出量・移動量が0の場合、報告事業所数には含まれません。このため、「排出」及び「移動」の合計が、「全体」の合計と異なる場合があります。

下表は、平成20年度データの都道府県別の届出排出量及び届出外排出量の概要です。この表では、対象事業所からの届出数とその排出量、国が推計を行った排出量、届出分と推計分を合わせた排出量の合計、日本全国の排出量に占める各都道府県の割合などが示されています。

●平成20年度の都道府県別届出排出量及び届出外排出量

| 都道府県 | 届出数 | 届出排出量 (kg/年) | 届出外排出量(kg/年) | | | | | 排出量合計 (kg/年)* | 割合 |
|-------|--------|-----------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|------------------|-------|
| | | | 対象業種* | 非対象業種 | 家庭 | 移動体* | 合計* | | |
| 北海道 | 1,931 | 2,288,808 | 1,572,006 | 6,003,611 | 1,530,681 | 4,316,161 | 13,422,458 | 15,711,266 | 3.21% |
| 青森県 | 459 | 574,325 | 402,381 | 2,286,168 | 1,007,860 | 1,253,726 | 4,950,134 | 5,524,460 | 1.13% |
| 岩手県 | 548 | 2,263,324 | 405,475 | 1,295,283 | 880,630 | 1,469,638 | 4,051,025 | 6,314,349 | 1.29% |
| 宮城県 | 831 | 1,625,905 | 684,287 | 1,275,511 | 948,875 | 1,823,307 | 4,731,981 | 6,357,886 | 1.30% |
| 秋田県 | 536 | 2,832,531 | 441,188 | 846,171 | 741,086 | 1,008,128 | 3,036,572 | 5,869,104 | 1.20% |
| 山形県 | 606 | 814,544 | 491,488 | 1,025,513 | 575,659 | 1,159,262 | 3,251,922 | 4,066,466 | 0.83% |
| 福島県 | 1,089 | 5,967,956 | 1,038,203 | 1,214,418 | 1,229,126 | 1,785,208 | 5,266,954 | 11,234,910 | 2.29% |
| 茨城県 | 1,186 | 8,866,196 | 1,382,231 | 4,343,771 | 1,690,528 | 2,941,515 | 10,358,045 | 19,224,241 | 3.92% |
| 栃木県 | 781 | 6,342,539 | 882,360 | 1,575,547 | 1,123,381 | 2,202,002 | 5,783,290 | 12,125,830 | 2.47% |
| 群馬県 | 861 | 4,831,881 | 1,015,690 | 3,256,818 | 1,295,215 | 2,120,520 | 7,688,244 | 12,520,125 | 2.55% |
| 埼玉県 | 1,681 | 9,273,986 | 2,745,601 | 2,252,179 | 2,696,301 | 3,903,758 | 11,597,839 | 20,871,825 | 4.26% |
| 千葉県 | 1,413 | 7,838,113 | 1,364,589 | 4,400,412 | 2,722,699 | 3,829,721 | 12,317,422 | 20,155,535 | 4.11% |
| 東京都 | 1,438 | 2,386,180 | 4,118,007 | 9,706,451 | 2,294,960 | 4,788,404 | 20,907,821 | 23,294,001 | 4.75% |
| 神奈川県 | 1,659 | 7,926,610 | 2,227,084 | 4,388,489 | 1,916,181 | 3,941,555 | 12,473,308 | 20,399,918 | 4.16% |
| 新潟県 | 1,062 | 4,091,459 | 1,073,585 | 1,226,869 | 1,381,255 | 2,087,278 | 5,768,987 | 9,860,446 | 2.01% |
| 富山県 | 601 | 2,266,730 | 484,039 | 1,641,672 | 523,970 | 891,898 | 3,541,578 | 5,808,308 | 1.19% |
| 石川県 | 529 | 2,781,821 | 616,132 | 1,536,353 | 628,629 | 966,484 | 3,747,599 | 6,529,420 | 1.33% |
| 福井県 | 414 | 2,522,792 | 492,410 | 1,174,870 | 411,909 | 878,549 | 2,957,738 | 5,480,530 | 1.12% |
| 山梨県 | 371 | 1,625,504 | 464,230 | 487,254 | 505,934 | 1,145,941 | 2,603,359 | 4,228,863 | 0.86% |
| 長野県 | 1,324 | 2,071,235 | 898,491 | 937,239 | 990,119 | 2,498,935 | 5,324,783 | 7,396,018 | 1.51% |
| 岐阜県 | 988 | 6,840,261 | 1,069,274 | 863,838 | 1,099,507 | 2,070,713 | 5,103,332 | 11,943,593 | 2.44% |
| 静岡県 | 1,605 | 13,208,329 | 1,843,327 | 1,900,340 | 2,281,605 | 3,067,158 | 9,092,429 | 22,300,759 | 4.55% |
| 愛知県 | 2,340 | 13,950,230 | 3,693,360 | 4,321,543 | 3,559,602 | 4,347,580 | 15,922,085 | 29,872,315 | 6.10% |
| 三重県 | 851 | 6,360,072 | 721,290 | 979,884 | 1,158,719 | 2,117,776 | 4,977,669 | 11,337,741 | 2.31% |
| 滋賀県 | 636 | 4,052,492 | 442,810 | 413,258 | 529,570 | 1,543,773 | 2,929,410 | 6,981,902 | 1.42% |
| 京都府 | 645 | 3,130,108 | 1,066,998 | 755,618 | 825,615 | 1,879,206 | 4,527,436 | 7,657,544 | 1.56% |
| 大阪府 | 1,896 | 5,770,115 | 3,879,924 | 3,759,844 | 2,392,172 | 3,839,886 | 13,871,825 | 19,641,941 | 4.01% |
| 兵庫県 | 1,762 | 8,569,234 | 1,893,991 | 1,675,161 | 1,624,075 | 3,179,878 | 8,373,105 | 16,942,338 | 3.46% |
| 奈良県 | 352 | 866,782 | 444,801 | 384,726 | 663,018 | 1,304,070 | 2,796,615 | 3,663,398 | 0.75% |
| 和歌山県 | 333 | 1,697,913 | 404,907 | 1,316,929 | 947,456 | 996,307 | 3,665,599 | 5,363,511 | 1.09% |
| 鳥取県 | 299 | 605,645 | 163,145 | 555,170 | 364,554 | 720,378 | 1,803,248 | 2,408,893 | 0.49% |
| 島根県 | 305 | 2,018,995 | 266,039 | 514,150 | 554,662 | 844,593 | 2,179,444 | 4,198,439 | 0.86% |
| 岡山県 | 935 | 5,599,502 | 683,906 | 1,160,007 | 1,138,849 | 1,754,636 | 4,737,398 | 10,336,900 | 2.11% |
| 広島県 | 985 | 10,316,819 | 1,130,912 | 1,769,592 | 1,451,584 | 2,320,978 | 6,673,066 | 16,989,885 | 3.47% |
| 山口県 | 595 | 5,210,057 | 458,768 | 3,117,968 | 849,858 | 1,416,075 | 5,842,669 | 11,052,726 | 2.26% |
| 徳島県 | 310 | 613,848 | 446,183 | 951,056 | 717,584 | 758,986 | 2,873,809 | 3,487,656 | 0.71% |
| 香川県 | 433 | 5,775,959 | 324,059 | 636,990 | 712,589 | 955,013 | 2,628,650 | 8,404,609 | 1.71% |
| 愛媛県 | 521 | 5,357,885 | 509,857 | 1,701,379 | 1,063,764 | 1,294,390 | 4,569,390 | 9,927,275 | 2.03% |
| 高知県 | 187 | 457,309 | 258,976 | 1,179,812 | 631,157 | 734,565 | 2,804,510 | 3,261,819 | 0.67% |
| 福岡県 | 1,367 | 6,461,818 | 1,407,242 | 3,382,232 | 2,108,966 | 2,950,338 | 9,848,778 | 16,310,597 | 3.33% |
| 佐賀県 | 353 | 1,755,545 | 284,037 | 935,599 | 566,368 | 995,492 | 2,781,496 | 4,537,041 | 0.93% |
| 長崎県 | 346 | 3,102,498 | 602,450 | 1,711,389 | 915,689 | 1,258,670 | 4,488,199 | 7,590,696 | 1.55% |
| 熊本県 | 619 | 2,396,270 | 586,756 | 2,444,949 | 1,028,528 | 1,657,347 | 5,717,581 | 8,113,850 | 1.66% |
| 大分県 | 419 | 1,248,608 | 378,986 | 930,697 | 882,954 | 1,242,783 | 3,435,420 | 4,684,028 | 0.96% |
| 宮崎県 | 355 | 3,944,983 | 373,808 | 2,321,774 | 749,228 | 1,105,777 | 4,550,586 | 8,495,569 | 1.73% |
| 鹿児島県 | 491 | 404,743 | 501,965 | 3,652,834 | 1,197,210 | 1,491,806 | 6,843,815 | 7,248,557 | 1.48% |
| 沖縄県 | 224 | 286,180 | 482,826 | 735,306 | 740,626 | 974,627 | 2,933,385 | 3,219,565 | 0.66% |
| 合計** | 39,472 | 199,194,636 | 47,120,076 | 94,946,640 | 55,850,504 | 92,955,226 | 290,872,446 | 490,067,083 | 100% |
| 割合(%) | | 40.65% | 9.62% | 19.37% | 11.40% | 18.97% | 59.35% | 100% | |

* 公表されるPRTRデータのうち、届出事業所が排出した量の合計は、各事業所から届け出られたデータ(ダイオキシン類を除き小数点第1位までの合計について小数点第1位で四捨五入し、整数で表示したものです。このため公表される集計表の排出量などの各欄を縦・横方向に合計した数値とは異なる場合があります。

** 対象業種、移動体については、都道府県に配分できないものがあるため都道府県の合計と合計欄の数値が異なります。

(注) 上の平成20年度データは、平成22年1月末日時点で把握していたものです。

(3) PRTRデータでこんなことがわかる

物質別や排出先別、地域別などの項目ごとに集計されたPRTRデータからは、次のようなことが分かります。

- 全国の事業者が大気、公共用水域、事業所内の土壌への排出及び事業所内で埋立処分している対象化学物質とその量
- 全国の事業者が廃棄物としてや下水道への放出によって事業所の外へ移動している対象化学物質とその量
- 全国の届出の対象とならない事業所や家庭、自動車などから排出される対象化学物質とその量
- 対象化学物質別の排出量・移動量
- 業種別の排出量・移動量
- 都道府県別の排出量・移動量 など



PRTRデータは、事業者からの届出と国の推計に基づいた、化学物質別の排出先と排出量の情報です。そのデータを排出量の大きい順番に並べたり、排出先(大気・公共用水域・事業所内土壌・事業所内埋立)別に集計したり、地域別や業種別に区分してみることで、その化学物質の排出状況にどのような特徴があるのかを知ることができます。

しかし、データの加工のしかたによっては誤解を招くものもあり、読み手にも注意が必要です。例えば、グラフ化すると分かりやすいという印象を受けますが、つい排出量の大小にだけ関心が向き、量が少なくても有害性が大きい物質などを見落としがちです。排出量の大きさがそのまま環境や人の健康への影響となるわけではありません。また、基になるデータそのものも届出や推計された数値であることから、データが絶対的な値を示しているとは限りません。

(4) PRTRデータの取扱い上の留意点

PRTRデータを見たり、活用したりする上で留意すべき点は次のとおりです。

1) 届出排出量・移動量の限界

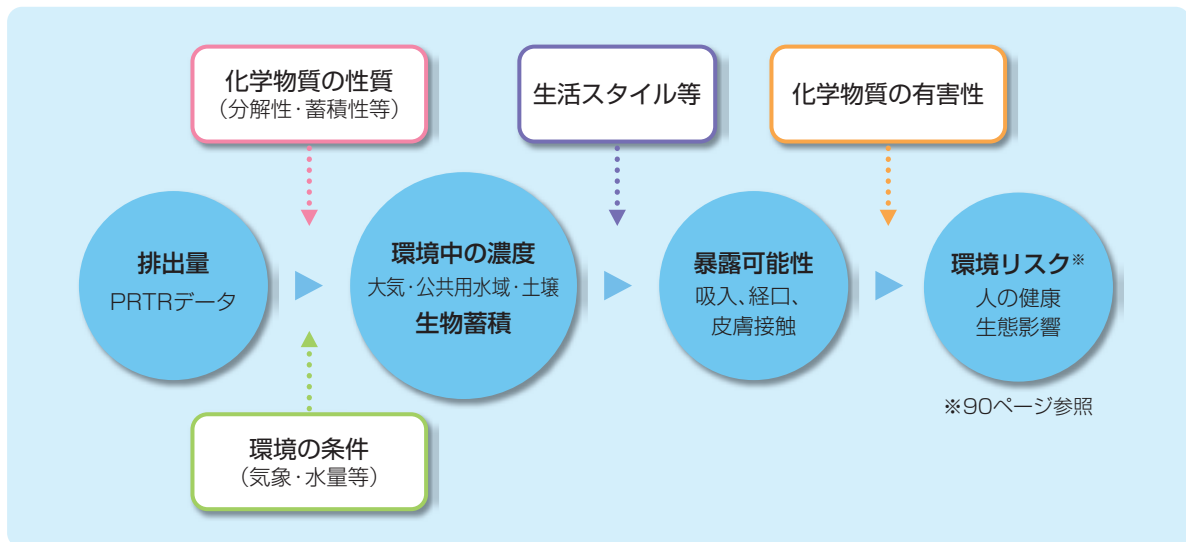
- 一定の要件を満たした事業者が届出を行うため、全国すべての事業者からの排出量等を網羅しているわけではありません。
- 事業者が届け出た排出量等は、必ずしもすべてが実際に測定した値に基づくものではないことから(12ページ参照)、データの精度には限界があります。

2) 届出外排出量の限界

- 届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計を行っていますが、推計を行った時点で利用可能な信頼できる知見が存在する排出源のみが対象となっており、すべての排出源を網羅したものとはなっていません。
- 届出外排出量については、利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っているものの、あくまで推計であり、データの精度には限界があります。また、排出源の種類によっても推計方法が異なるため、精度に開きがあります。

3)公表データによるリスク評価^{※1}の限界

- 公表されるPRTRデータはあくまで排出量・移動量の集計値であり、環境中の濃度や、人や動植物が実際にさらされる化学物質の量(暴露量)ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ(リスク)の大小を直接表すものでもありません。
- 化学物質による環境や人への影響については、PRTRデータに加え、それが環境中にどのように分布しているのか(環境中の濃度)、実際に人や生物にどれくらい取り込まれるのか(暴露可能性)、化学物質の有害性の程度、といったさまざまな要因とあわせて分析する必要があります。この過程を模式的に示すと次の図のようになります。



- PRTRで公表される排出量・移動量の集計値のみで人の健康や動植物への影響を検討することはできませんが、排出量の多い物質や地域の特特定等、リスク評価あるいはそのための**暴露評価**^{※2}の際の着目点が把握できます。
- なお、ダイオキシン類については、届出量の単位がmg(ミリグラム: 1/1000グラム)と、他の物質と比べて極端に小さいため、図表中でも単位を区別して表しています。また、ダイオキシンにはいくつもの種類があり、それぞれに毒性が異なるため、毒性の大きさを統一した量(TEQ)に変換されて届出がされます。(詳細は43ページ参照)



※1 リスク評価とは、人の健康や動植物への影響などを科学的に予測するために、化学物質の有害性と暴露の程度を評価することをいいます。

※2 暴露評価とは、人が皮膚や口、肺などを通じて体内に取り込む化学物質の量を推定し、評価することをいいます。

2 ホームページ上でPRTRデータを見る

環境省や経済産業省のホームページからPRTRデータの集計結果を入手することができます。

環境省「PRTR集計・公表システム」

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果の閲覧や検索、集計データのファイルをダウンロードすることができます。この「PRTR集計公表システム (PRTRインフォメーション広場内)」を利用するには、2通りの方法があります。

[1] 検索エンジン(Yahoo!、Googleなど)から検索する

検索欄に「PRTR」と入力し、検索結果一覧の中から

PRTRインフォメーション広場>集計結果・データ をクリックしてください。

PRTRインフォメーション広場トップページ

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>



集計結果・データを見る

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>



[2] 環境省のホームページから探す

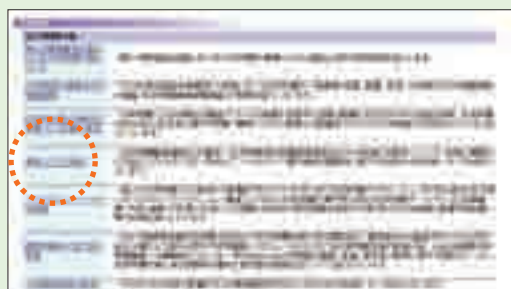
環境省のトップページから次に示す手順に沿って進んでください。

HP <http://www.env.go.jp/>

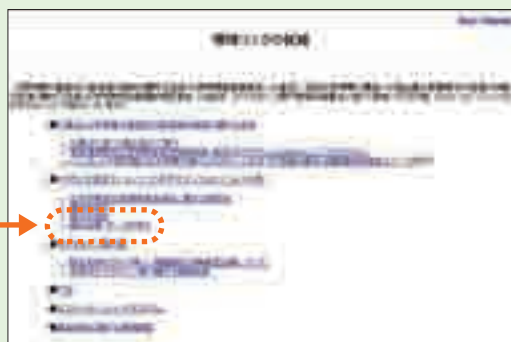
- 1 「保健化学物質対策」の「化学物質 (PRTR等)」をクリックします。



2 「化学物質対策」の中の「環境リスクの低減」をクリックします。



3 「PRTR：化管法ホームページ(PRTRインフォメーション広場)」の「集計結果・データを見る」をクリックします。



4 「集計結果・データを見る」のページが表示されます。「グラフでデータを見る」をクリックします。



「グラフでデータを見る」のページが表示されます。ここで「集計・公表システム」を利用できます。



HP <http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrinfor/index.html>

では、関心のある物質や業種について、都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。

1 目次画面
「全体像」「環境への排出」
「下水や廃棄物としての移動」
「届出外推計結果」から、
見たいグラフを選びます。

ここでは例として、「環境への排出」を選択します。



2 「主な図表」の画面になります。

📊 や 🔄 等のアイコンをクリックすると、さまざまなグラフが表示されます。



(出力例)
排出量上位10物質とその排出量

| 物質名 | 排出量 |
|-----|-----|
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |
| ... | ... |






3 「集計表から調べる」をクリックすると、法令に基づいた集計表からデータを検索することができます。



4 1. 排出年度
2. 業種
3. 化学物質
について、それぞれ希望するものが選べます。



5 最後に、
● 大気への排出量
● 公共用水域への排出量
● 土壌への排出量
● 当該事業所敷地内での埋立
● 排出量合計
の5項目から見たい項目を選択し、   をクリックしましょう

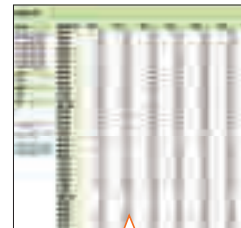
以下のように、さまざまなグラフや地図を表示させることができます。



グラフでは、排出量の大きさが実数で示されているため、排出量の大小関係がわかります。



都道府県地図では、排出量の大きさが色でランク付けされているため、自分の住む都道府県が全国でどの位の位置にあるのかがわかります。



年度比較表では、排出量の増減がわかります。

3 個別事業所のPRTRデータを手に入る

化学物質の環境中への排出状況に関する理解をより深めるため、個別事業所ごとのPRTRデータをホームページ上で容易に入手することができます。また、所定の手続きを経て、当該データについて国へ開示請求を行うことも可能です。

(1) 個別事業所のPRTRデータ

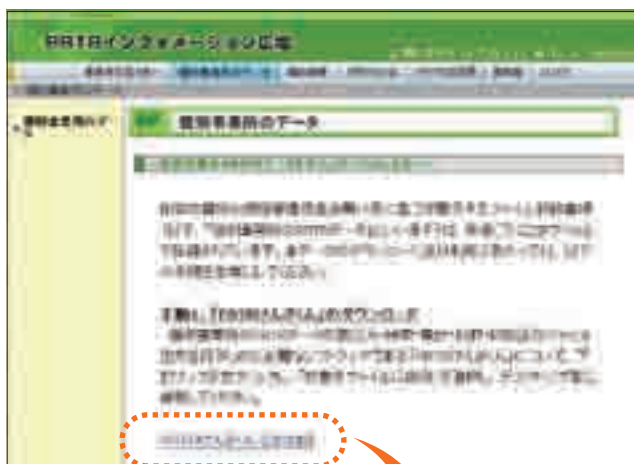
個別事業所のPRTRデータを公表していますので、届出された全国・全事業所の化学物質の排出量・移動量を、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」で入手することができます。詳しくは、以下をご参照ください。

なお、これまでのように開示請求をされる場合は、29ページをご参照ください。

(2) 個別事業所のデータと「PRTRけんさくくん」の利用について

個別事業所のデータは、「PRTRインフォメーション広場」>「個別事業所のデータ」で入手できます。

ここで得られるデータは、「本紙ファイル(本紙.txt)」、「別紙ファイル(別紙.txt)」、「他業種ファイル(他業種.txt)」の3種類に分かれており、データを利用する際は、これらのファイルを1つに統合する作業が必要となります。「PRTRけんさくくん」では、この作業をサポートし、PRTRデータの再集計や分析が容易にできます。



HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

PRTR
けんさくくんの
機能

| 機能 | 説明 |
|--------------|--|
| 1. ファイルの取込み | PRTRデータ(電子ファイル)を取込む機能 |
| 2. データの検索・抽出 | データ一覧画面に表示されるデータについて検索・抽出する機能 |
| 3. データの集計 | データを全国・都道府県・市区町村毎に集計し、一覧表示またはグラフ表示する機能 |
| 4. データの比較 | 違う年度のデータを比較する機能 |
| 5. データの印刷 | データを印刷する機能 |
| 6. ファイルの出力 | 取込んだファイルをデータベースソフトや表計算ソフトで扱いやすいファイルに変換して出力する機能 |

● 電子ファイル中の「PRTRけんさくくん」の所在

「PRTRけんさくくん」→「PRTRDAS」→「PRTR Data Analyze System」の中にあります。

個別の事業所からの化学物質の排出・移動量について

PRTRけんさくくんを使うと、例えば自分が住んでいる地域の事業所ごとのPRTRデータを簡単に調べることができます。

「PRTRけんさくくんの使い方」ガイド

「PRTRけんさくくん」と「PRTRデータ」を27ページの記述に従いダウンロードし、「PRTRけんさくくん」を使えるような状態にしてください(詳細な方法については、<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>を参照してください)。

1 prtrdas.exeをダブルクリックして「PRTR けんさくくん」を立ち上げます。

2 調べたい年度の「PRTRデータ」を以下の手順で「PRTRけんさくくん」に取り込みます。

ファイル取込 → 基本ファイルの取込み → 参照 → 調べたい年度の「本紙.txt」「別紙.txt」「他業種.txt」の3つのファイルを同時に選択 → 開く → 取込み開始 → 「ファイル取込み処理を実行中」が表示され「PRTRけんさくくん」にPRTRデータが取り込まれます。

自分が住んでいる市区町村における個別事業所のPRTRデータ

- 1 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 検索・抽出 →
- 3 文字列・数値で検索 ← 事業所所在地 → 4 リストから入 →
- 5 都道府県を選択 → 6 市区町村を選択 → 7 OK → 8 新規検索
- 9 調べたい市区町村の 個別事業所データ が表示されます。

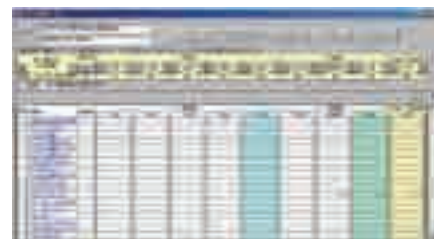
※ツールバーの「表示」から「物質ごと一覧」を選択すると、個別事業所の物質ごとの排出量・移動量を表示することができます。



さらに調べてみましょう

自分が住んでいる市区町村における化学物質別の排出・移動量

- 1 「PRTRけんさくくん」のメイン画面 → 2 排出量集計 →
- 3 集計する範囲 ← 市区町村別に集計 を選択 → 4 都道府県を選択 →
- 5 市区町村を選択 → 6 OK →
- 7 集計する項目 ← 第一種指定化学物質別 を選択 →
- 8 全てチェック → 9 OK → 10 集計開始(S) →
- 11 自分が住んでいる市区町村における化学物質の 排出・移動量 の一覧が表示されます。



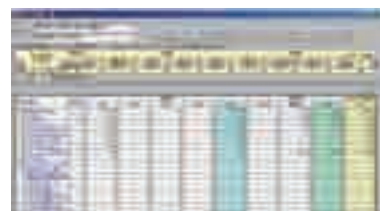
排出・移動量の順番を並べ替える場合

- 1 排出・移動量一覧の表示画面 → 2 大気への排出量が大きい順に並べる →

- 3

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 排出量 | | | | |
| △ 大気 ▼ | △ 水域 ▼ | △ 土壌 ▼ | △ 埋立 ▼ | △ 合計 ▼ |

→ クリックすると、▽が黒く(▼)なり、排出量が降順に変わります。



(3) 開示請求

1) 開示されるデータ

事業者から届けられた個別事業所ごとの情報は、開示請求をすることによっても、個人情報等を除く次の情報を入手することができます。

- ①事業者、事業所に関する情報(名称、所在地等)
- ②事業所における第一種指定化学物質の排出量・移動量に関する情報
 - 第一種指定化学物質の名称
 - 大気への排出量、公共用水域への排出量、事業所における土壌への排出量、事業所における埋立処分量及び排出先の名称
 - 下水道への移動量
 - 事業所外への移動量

開示されるデータは、電子媒体(光ディスク(CD-R) 又はフロッピーディスク)による交付、用紙による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

電子媒体により交付される事業所データの電子ファイルは、**CSV方式**^{※3}で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

また、電子ファイルにはPRTRデータ分析システム「PRTRけんさくん」が納められており、集計・分析等が簡単に行えます。「PRTRけんさくん」の利用については、27ページをご参照ください。

国による集計結果の公表日以降であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者の営業活動を管轄する省庁です。

※3 CSV方式とは、項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイルのことです。

(4) 開示請求の窓口

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会（開示を希望する事業所等を特定するための事前の手続き）や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省）では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下のとおりです。

| 省庁名 | 問い合わせ部署 | 住所／電話／E-mail | 対象となる業種 |
|-------|----------------------------|--|------------------|
| 財務省 | 理財局総務課たばこ塩事業室 | 〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話：03-3581-4111(内線2259) FAX：03-5251-2239 | たばこ塩 製造業など |
| 文部科学省 | 研究開発局環境エネルギー課 | 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話：03-5253-4111(内線4535) FAX：03-6734-4162 | 高等教育 機関など |
| 厚生労働省 | 医薬食品局審査管理課 化学物質安全対策室 | 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-5253-1111(内線2426) FAX：03-3593-8913 | 医薬品 製造業など |
| 農林水産省 | 消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 | 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111(内線4500) FAX：03-3501-3774 | 農薬製造業 など |
| 経済産業省 | 製造産業局化学物質管理課 化学物質リスク評価室 | 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話：03-3501-1511(内線3691~3695) FAX：03-3580-6347 | 全業種 |
| 国土交通省 | 総合政策局環境政策課 | 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話：03-5253-8111(内線24335) FAX：03-5253-1550 | 下水道、自動車 整備業など |
| 環境省 | 環境保健部環境安全課 | 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話：03-3581-3351(内線6358) FAX：03-3580-3596 Eメール：ehs@env.go.jp | 全業種 |
| 防衛省 | 大臣官房文書課環境対策室 | 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話：03-3268-3111(内線20902) FAX：03-5229-2134 | 駐屯地など |



(5) 請求の方法

開示請求には、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示を希望する事業所を特定できる事項が必要です。

また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。その場合は、必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」(89ページ参照)

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>に記入し、

① 開示窓口へ直接提出する、② 郵送により提出する、③ インターネットを利用し提出するという、3つの方法のうちいずれかを選択します。

| 提出方法（国民） | 開示方法（環境省） |
|--|--|
| ①開示窓口へ直接提出する | CD-R等の開示媒体をその場でお渡しします。 |
| ②郵送により提出する | CD-R等の開示媒体を郵送しますので、切手を貼付した返信用封筒（A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの）が必要となります。切手代は、CD-R1枚の場合、140円（定形外封筒）です。 |
| ③インターネットを利用し提出する （環境省ホームページの「各種の窓口・案内（電子申請・届出窓口）から行う。」） | |

(6) 開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの量（容量）によって決まります。手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

| 内 容 | 開示媒体 | 手数料算出方法 |
|----------------|------------------|----------------------------------|
| 事業所を 検索して開示 | 用紙(A4) | 紙1枚につき20円 |
| | フレキシブルカートリッジ(FD) | FD1枚につき80円+0.5MB(メガバイト)までごとに260円 |
| | 光ディスク(CD-R) | CD-R1枚につき200円+0.5MBまでごとに260円 |
| 年度の全データを 開示 | 光ディスク(CD-R) | CD-R1枚につき200円+200MBまでごとに900円 |

平成20年度の全国・全事業所のデータのみを1枚のCD-Rに収録したものは「1,100円」、過年度修正版と平成20年度の各々の全国・全事業所のデータを併せて1枚のCD-Rに収録したものは「2,000円」となります。

開示請求に関する詳しい情報は、環境省のホームページ「PRTRインフォメーション広場」の「開示を請求される方へ」をご参照ください。

HP <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>